

事業計画書

- 1 重点取組方針
 - ・市の方針に則した包括支援センターの重点的な計画
- 2 組織の運営体制
 - ・適正な職員配置をするための計画
- 3 三職種の連携
 - ・保健師、社会福祉士、主任介護専門員の連携の計画
- 4 人材育成
 - ・職員の実践力を高めるための計画
- 5 総合相談
 - ・すべての業務の入口となる総合相談業務の計画
- 6 権利擁護
 - ・権利侵害の予防や対応、権利の支援を専門的に行うための計画
- 7 包括的・継続的ケア
 - ・包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備等を行うための計画
- 8 介護予防ケア
 - ・できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援することの計画
- 9 課題把握・解決及びネット構築
 - ・地域ケア会議等の計画
- 10 公正中立
 - ・公正で中立性の高い事業運営を行う計画
- 11 緊急対応
 - ・災害時を含む緊急時の対応等の計画
- 12 個人情報
 - ・保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるような計画
- 13 苦情対応
 - ・苦情対応のための適切な体制の整備等の計画
- 14 独自事業
 - ・包括支援センター独自の事業の計画

年度当初（作成）

運営状況評価

地域包括支援センター運営上、「どのようなことをどのくらいのレベルで実施してほしい」という求められる基準がある。
⇒当該基準を満たしているかをチェックする形の評価

使用するツール

- ①運営評価指標シート
→評価点及び総合評価等を記入するもの
- ②相談件数やプラン委託率等の各種データ

評価方法（年度末1回）

- ①包括が自己評価をシートに記入
- ②ヒアリングを実施し、各種データを踏まえ、基準に基づいて基幹型地域包括支援センターが評価点を決定
- ③運営協議会に提出し、委員からの意見・質疑（市が対応）を踏まえて市が評価点を決定

平成27年度 試行的に実施

平成28年度以降 本格的に

地域包括支援センターに関する法整備（平成26年6月公布、平成27年4月施行）

【介護保険法 第115条の46】

（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。

8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、点検を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

11 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。